鑑真の訪日決意と海難

(イ) 栄叡らは戒師招請のため入唐

解釈したところを記した書)の関係にあてはめると、定は経にあたり 定した修行規則を集めた書)論(仏弟子や高僧が経典の内容を研究・

戒・定・慧の関係を仏典の経(仏の説法を収録した書)律(仏が制

戒は律に、慧は論に相当する。

らなかった。

式〕に対する語)を内容とする四大戒律書(『十誦律』『四分律』『 僧 学ばれ、百済は律師を日本にたてまつり(敏達天皇元年、五七二)、 分律』は小乗戒(自分だけ悟ればよいとする修行の方式で、 大乗 戒 撰録文』を著し、道融は唐の道宣の『四分律行事抄』を講義した。『四 唐から『四分律』を舶載し(天武天皇六年、六七八)、『依四分律鈔 善信尼らは百済に行き戒律を修め(用明天皇二年、五八七)、道光は 〔自分が悟るだけでなく、他人も悟らせることを理想とする修行 方 欽明天皇七年(五三八)に仏教が百済から公的に伝わると、戒律も

祇律』『五分律』)の一つで、後秦(三八四~四一七)の仏陀耶舎・竺

井 上 薫

仏念らによって漢訳され、四○巻本や六○巻本などがある。大宝

いる。 らないし、授戒の儀礼や結界登壇を行なう施設などを整えなければな 戒する戒和上・羯磨師・教授師各一人。羯磨は授戒や懴悔などの戒律 尼令」の原典の一つに『四分律』が用いられていることが指摘されて に関する作法)、七証(受戒を証明する僧七人)をそろえなければな このように戒律は修得されていたが、戒律制度が不備で、三師 授

従って入唐留学した栄叡・普照(ともに興福寺僧)・理鏡らは研究と 務規定が抽象的であったため設けられたという)。 る 知太政官事の舎人親王に献策したことによると『東大寺要録』にみえ 戒師招請の任務を負ことになった。戒師招請は元興寺の隆尊が発案し、 天平五年(七三三)の遣唐使(大使多治比広成、 (知太政官事は百官を統轄する官職。 大宝令における太政大臣の任 副使中臣名代)に

(ロ)鑑真の訪日決意

安寺西唐院に入った。使名代の帰国船で日本に渡り、八月二十三日拝謁し、道璿と菩提は大傭・玄昉らと帰国し、道璿・菩提・ペルシア人李密翳らは翌八年に副門菩 提僊 那に 東航を 願っ た。大使広成は天平七年(七三五)吉備真栄叡らは洛陽の大福先寺の道璿に渡日を請い、理鏡はインド僧波羅

はくは和上、東遊して化を興したまへ」)。四二)揚州の大明寺で律を講じていた鑑真を訪ね東渡を懇願した「願は師の鑑真(五十五歳)を推薦し、栄叡は天宝元年(天平十四年、七栄叡らはさらに留学し、戒師をさがし求め、長安の大安国寺の道航

二)法浄寺に「古大明寺唐鑒真和尚遺址」の碑が建てられた。 監真は弟子に、伝戒のため日本へ渡航してやろうと思う者は名乗り 二)法浄寺に「古大明寺唐鑒真和尚遺址」の碑が建てられた。 監真は弟子に、伝戒のため日本へ渡航してやろうと思う者は名乗り に、私の身命は惜しくない。お前らが行かないならば、私も随行させ と叫んだ。弟子の祥彦は「大和上が行かれるのならば、私が行こう」 大明寺は竜興寺ともいい、その後身は法浄寺(揚州)であることが で下さい」といった。これらに励まされ、思託ら二一人も願い出た。 大明寺は竜興寺ともいい、その後身は法浄寺(揚州)であることが で下さい」といった。これらに励まされ、思託ら二一人も願い出た。 大明寺は竜興寺ともいい、その後身は法浄寺(場州)であることが で下さい」といった。これらに励まされ、思託ら二一人も願い出た。 大明寺は竜興寺ともいい、その後身は法神寺(場州)であることが であることが

に生れ、俗姓は淳于といい、同十八年(大宝元年、七〇一)揚州の大鑑真は嗣聖五年(持統天皇二年、六八八)揚州の江陽県(江蘇省)

(八)妨害と海難

(二)秋妻屋浦に漂着

乗っていて、つぎの歌を詠んだ。を止め、錨をおろして留まった。留学から帰る阿倍仲麻呂は第一船にしかし一匹の雉が第一船の前を飛んだことを不吉とし、一行が出発

もろこしにて月を見てよみける 安倍仲磨

あまの原ふりさけみればかすがなるみかさの山にいでし月かも

(『古今和歌集』巻第九、覊旅歌)

風が荒れ、第一船(清河・仲麻呂)は坐礁し、第二船(古麻呂・鑑真)阿児奈波(沖縄島)に着き、十二月六日多褹(種子島)に向かうとき南十一月十六日四船は再び黄泗浦を出発し、これが六回目の渡航で、

六年(七五四)三月である。 されたが、行方不明の報告が大宰府より朝廷に入ったのは翌天平勝宝に向かい出発した以後消息が分らなくなり、大宰府から捜索の使が出に向かい出発した以後消息が分らなくなり、大宰府から捜索の使が出に向かい出発した以後消息が分らなくなり、大宰府から捜索の使が出は薩摩国(鹿児島県)の秋妻屋浦(川辺郡坊津町秋目)に、第三船(真は薩摩国(鹿児島県)の秋妻屋浦(川辺郡坊津町秋目)に、第三船(真

れ、天宝十四歳(七五五)六月長安にたどり着いた。
れ、天宝十四歳(七五五)六月長安にたどり着いた。
は、天宝十四歳(七五五)六月長安にたどり着いた。第一船は安南が土人によって害せられ、清河と仲麻呂ら一○余人のうち一七○余人の離州(河静省徳寿府)に漂着し、一行一八○余人のうち一七○余人の離州(河静省徳寿府)に漂着し、一行一八○余人のうち一七○余人の離州(河静省徳寿府)に漂着し、一行一八○余人のうち一七○余人はかば、大宝十四歳(七五五)六月長安にたどり着いた。

一、国家珍宝帳に記される鑑真来朝

(ホ)難波から河内の国衙に泊り入京

法進・思託・如宝らの今後の活動が注目される。た者は二○人、死者は三六人にのぼり、来日した弟子二四人のうち、月二十日で、六回目に渡航が成功し、一回目以来、一二年間に脱落し鑑真(六十七歳)が秋妻屋浦に着いたのは勝宝五年(七五三)十二

鑑真一行が大宰府に入ったのは年末か翌勝宝六年(七五四)の初め

へ) 舶載の仏典

学の特色を考えるために、経・律・論・疏を分類してみよう。『大唐西域記』、王羲之の書跡などを舶載した。鑑真の戒律思想や教鑑真は仏舎利・仏像・仏具・経・律・論・疏(注釈書)や、玄奘の

記』(霊祐の作か)、『音訓』(崇義の『行事鈔音訓』か)『義記』、道宣の『含注戒本』・『含中戒本疏』・『行事鈔』・『注磨掲』・『開中創開戒壇図』、懐素の『戒本疏』・『行事鈔』・『注磨掲』・『開中創開戒壇図』、懐素の『戒本疏』・『行事鈔』・『注磨掲』・『四分律』、法礪の『四分律疏』、光統の『四分律関係』

〔大乗律関係〕 智周の『菩薩戒疏』、雲溪釈子の『菩薩戒疏』

文句』・『摩訶止観』(天台学関係) 天台大師智顗の『成疏』、『法華玄義』・『法華

第二祖弘景、第三祖鑑真)で曇無徳部所伝の律を根底としながら、大のでなく、小乗を解するに大乗の意を以てし、南山宗(第一祖は道宣、これを見れば、彼の戒律思想は純粋に小乗戒の『四分律』によるも

鑑真の伝記には思託の『和上行記』(『鑑真和尚広伝』)・『延暦乗を加味するのに従ったといわれる。

事情や過程もそれらによって記した。僧録』や、淡海三船の『唐大和上東征伝』があり、右の鑑真の来朝の

(ト)授戒と伝律

ージ)。勝宝八歳六月の「東大寺山界四至図」に戒壇院の建物は描か、 一ジ)。勝宝八歳六月の「東大寺山界四至図」に戒壇院の建物は描か、 一切の前に戒壇が設けられ、聖武太上天皇をはじめ、光明皇太后・孝仏殿の前に戒壇が設けられ、聖武太上天皇をはじめ、光明皇太后・孝仏殿の前に戒壇が設けられ、聖武太上天皇をはじめ、光明皇太后・孝仏殿の前に戒壇が設けられ、聖武太上天皇をはじめ、光明皇太后・孝仏殿の前に戒壇が設けられ、聖武太上天皇をはじめ、光明皇太后・孝仏殿の前に戒壇が設けられ、聖武太上天皇をはじめ、光明皇太后・孝仏殿の前に戒壇院」とみえる(『正倉院御物棚別目録』一六二ペ徳皿墨書銘に「成壇院」とみえる(『正倉院御物棚別目録』一六二ペ徳皿墨書銘に「成壇院」とみえる(『正倉院御物棚別目録』一六二ペ徳皿墨書銘に「成壇院」とみえる(『正倉院御物棚別目録』一六二ペ徳皿墨書銘に「成壇院」といる場合の東大寺山界四至図」に戒壇院の建物は描かとり、勝宝八歳六月の「東大寺山界四至図」に戒壇院の建物は描かといる場合である。

月に『梵網経』(大乗戒を説く)百部が東大寺写経所で書写されたの七・八歳ごろに戒壇院が造られつつあった。これよりさき勝宝六年七れていないが、大仏殿の西に一区を画して「戒壇院」と記され、勝宝

聖武の供御の米・塩が鑑真と法栄に給されることになった。り同二十四日鑑真は大僧都に、法進は律師に任ぜられ、翌六月九日、聖武太上天皇は勝宝八歳五月二日に崩御し、聖武を看病した労によ

鑑真による戒律思想の高揚と関係がある。

に改めたことが指摘されている(これ以前は、得度者に度縁を授け、験(受戒したことの証明書)の代りに戒牒を三師七証から授けるようとす。功徳は巍々として能く逝く者を資く」と述べている。とす。功徳は巍々として能く逝く者を資く」と述べている。勝宝八歳十二月三十日の勅は、聖武の冥福を祈るため東大寺などで、改めたことが指摘されている(これ以前は、得度者に度縁を授け、公職を選続と言いた。

仏教思想史研究』)。

○町ずつを寄進し、持戒堅固の僧の布薩(半月ごとに罪を懴悔する儀式)料とした。東大寺大仏銅座の蓮弁に『梵網経』に説く世界図が陰式)料とした。東大寺大仏銅座の蓮弁に『梵網経』に説く世界図が陰天平宝字元年(七五七)閏八月二十一日の勅で諸大寺に戒本師田一

受戒した僧に公験を太政官から授けた)。

(チ)国家珍宝帳と大唐西域記

和上は滄海を凌いで遥かに来れり」(P)と述べており(聖武天皇の籠れば、菩提僧正は流沙を渉って遠く到り、化は振旦に及べば、鑑真『珍宝帳』と略称)の願文に菩提と鑑真の来朝について「声は天竺に謙天皇が聖武の財宝を盧舎那仏に献じたときの『国家珍宝帳』(以下勝宝八歳(七五六)五月二日聖武太上天皇が崩じ、光明皇太后と孝

仏教に寄与したところが非常に大きいことを物語っている。菩提と鑑真が特記されているのは、二者が東大寺を中心とする奈良朝東シナ海の危険を乗り越えてはるかな所から来日した、という意味)、越えて遠くから渡来し、聖武の王化が中国にまで及ぶと、鑑真和上は

名声がインドまで聞こえると、菩提僊那はタクラマカン沙漠の流沙を

本古代人名辞典』(菩提・鑑真の項)などは史科を網羅しながらPを叢』昭和42)、境野黄洋氏『日本仏教史講話』や竹内理三氏等編『日しているが(「東大寺献物帳について」末永先生古稀記念『古代学論妙果」)と引き注釈し(『光明皇后』昭和36)、小野勝氏はPを引用か果」)と引き注釈し(『光明皇后』昭和36)、小野勝氏はPを引用れたところでは、林陸朗氏は『珍宝帳』昌頭の願文(「妾聞……咸登しかし菩提と鑑真を論じる場合Pを引用する人は稀で、私の目に触

て、呪願に道璿をあてたのは、日本の仏教がインドや唐の仏教に肩を聖武が勝宝四年(七五二)四月九日の大仏開眼会の導師に菩提をあ

引用していない。

(『大正新修大蔵経』五一の九四五ページ。水谷真成訳『大唐西域記』は『西域記』の瞿薩旦那(コータン)国の段に記されるからであるんだ知識によって記されていると思う。理由の⑴はPにみえる「流沙」ところでPは玄奘の『大唐西域記』(以下『西域記』と略称)を読並べるほどに発展していることを示すことを意図したと考えられる。

平凡社、三〇四ページ)。

大いにあり得ると思う。

大いにあり得ると思う。

大いにあり得ると思う。

大いにあり得ると思う。

大いにあり得ると思う。

大いにあり得ると思う。

大いにあり得ると思う。

より印度よりこの方は悉く大唐の恩恵に浴し、徳化の及ぶ所はみな聖聞を列挙して王化を慕う国々を記述したまでであります。これはもと域記』の跋(奥書)に「遊歴する場所のままにその梗概を略記し、見甚底にある考えかたは、唐の玄奘がインド留学から帰って書いた『西旦(シナ)にまでひろがったので、菩提や鑑真が来朝したと記す文の旦(シナ)にまでひろがったので、菩提や鑑真が来朝したと記す文の旦(シナ)にまでひろがったので、菩提や鑑真が来朝したと記す文の

(水谷氏訳、三〇五ページ)と記す文の思想に近似するからである。し万里の遠きに至る、と言うような困難なものではありませんでした」からであります。お陰をもちまして、単身王化の及ばざる外国に使い徳を欣仰していて、天下は混(渾)然と同化し一つの家の如くである

二、唐招提寺の成立

(リ)鑑真の授戒でおきた摩擦

(『東大寺要録』所収『延暦僧録』)。有り、起立し大いに叫び、麁言(荒っぽい言葉)を出す」と記されるた色を作す(不満の気持をあらわす)の中、興福寺僧の法寂という者に色を作す(不満の気持をあらわす)の中、興福寺僧の法寂という者勝宝八歳四月、聖武の病気平癒を祈り、聖武の持物に羯磨をしたと

このような摩擦が生じた事情はなぜか。 細川公正氏はつぎのように

察」『歴史地理』七六の四)。 家」『歴史地理』七六の四)。 などのに対し、鑑真の戒律思想は大乗的転換を含み、福音開放主義の立場をとったことなどが注意される、と述べている(「鑑真の一場をとるのに対し、鑑真の戒律思想は大乗的転換を含み、福音開放主義をとるのに対し、鑑真の戒律思想は大乗的転換を含み、福音開放主義をとるのに対し、鑑真の戒律思想は大乗的転換を含み、福音開放主義の立場をといるのでは、過程を表示を表示している。

いてはなお考えてゆかねばならない。 ように(『鑑真―その戒律思想―』法藏館、昭和49)、細かい点につこれはすぐれた考察であるが、石田端麿氏から批判が出されている

(ヌ)唐招提寺の創建

いだいたのは宝字元年(七五七)ころで、『東征伝』に「時に四方よ東大寺唐禅院にいた鑑真が戒律を教えるための別寺を建てる望みを

衆僧供養料」にあてるためとする。 衆僧供養料」にあてるためとする。

れつつあることを前提とするような書きぶりである。れつつあることを前提とするような書きぶりである。と解する説(例、安藤更生氏)と、僧綱と鑑真(彼も大僧都である)との間に摩擦があったと解する説(例、細川公正氏)とがみられる。と解する説(例、安藤更生氏)と、僧綱と鑑真(彼も大僧都である)を解かれ、詔に「政事躁煩にして敢て老を労せざれ」と記され、鑑真れつつあることを前提とするような書きぶりである。

唐律招提の名を立つ。後に官額を請ひ、此に依りて定めと為す。還此『東征伝』には右のAにすぐ続けて「即ち宝字三年八月一日、私に

『続紀』によれば、宝字二年(七五八)八月一日鑑真は大僧都の任

明鑒の先見と謂ふべし」(B)と記される。語り『これ福地なり。伽藍を立つべし』といふ。今、遂に寺と成る。で窃にその土を嘗め、寺を立つべきことを知る。仍って弟子僧法智にれなり。初め大和上は中納言従三位氷上真人の延請を受け、宅に就きの日を以て善俊師を請じ、件の疏記等を講ぜしむ。今の唐招提寺、此

ためであるという。(『原東征伝』)を作ったのは、師の意中や立場などを明らかにするのら誹謗された。思託が『和上行記』を、淡海三船が『東行伝筌』を真は造られつつあった唐招提寺に移ったが、このときも鑑真は人

、ル)戒院中心の修道寺院

り、福山氏は詳論を書き(「唐招提寺建立年代の研究」『日本美術史』のいて「新田部親王の旧宅を施し、以て戒院と為す。今の招提寺とれるが、これに対し小林剛氏ところで福山敏男氏は、鑑真が東大寺唐禅院で没し、唐招提寺に移応記を講じたとき使った建物は戒院か、別の建物かは明らかでない。「「唐招提寺の建立」『歴史地理』六○の四−L)、これに対し小林剛氏ところで福山敏男氏は、鑑真が東大寺唐禅院で没し、唐招提寺に移らなかったとし、鑑真と唐招提寺との関係を疑う論考を出され(「唐招提寺の建立について」『日本美術史』四)らの批判がある。「唐招提寺の堂立について」『日本美術史』四)らの批判がある。「唐招提寺の堂立について」『日本美術史』四)らの批判がある。「唐招提寺の堂立について」『日本美術史』四)らの批判がある。「唐招提寺の堂立について」『日本美術史』四)らの批判がある。「唐招提寺の堂立について」『日本美術史』四)らの批判がある。「唐招提寺の堂立について」『日本美術史』四)らの批判がある。「唐招提寺の世界で表演といいて、「東田」の選手には、「東田」の選手には、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」の関係を表演しまり、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」の「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のでは、「東田」のは、「東田」のでは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のでは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」のは、「東田」

五一M)、論争がみられた。

真の唐招提寺への移住は造作された記事といえなくなる。 しかし戒律による修道本位の寺では戒院が伽藍の中心であり、これを考慮しないで、金堂や塔の成立が遅れたことに気をくばると、唐招との対なかしいことでない。新田部親王の宅地は塩焼王に継承され、るのはおかしいことでない。新田部親王の宅地は塩焼王に継承され、正は宝字八年(七六四)斬られ、宝字三年には父の宅地に住んでいたから、この年に唐招提寺の創建を考えることはできないと福山氏はいから、この年に唐招提寺の創建を考えることはできないと福山氏はいから、この年に唐招提寺の創建を考えることはできないと福山氏はいから、この年に唐招提寺の創建を考えることはできないと福山氏はいから、この年に唐招提寺の創建を考えることはできないと福山氏はいから、この年に唐招提寺の創建を考えることはできないと福山氏はいから、この年に唐招提寺の創建を考えることはできないと福山氏はいから、とあり(一月二十二日「太政官符」)、宝字元年(七五七)道祖上(新田部親王の宅地が没官されたと考えれば、宝字三年八月一日鑑とき新田部親王の宅地が没官された記事といえなくなる。

三年鑑真の唐招提寺移住をみとめられた。「唐招提寺の造営」『唐招提寺論叢』――〇)で前説を修正し、宝字「唐招提寺の造営」『唐招提寺の建立年代」『以可留我』一〇――N、

とって重要な建物であったことを物語る。が為めに戒壇院に於いて別に影堂を立てよ」といったのも戒院が彼にが真が生前に思託に「我若し終に已らば願はくは坐死せん。汝、我

たことを意味する(唐招提寺金堂の西側にみられる戒壇院は鑑真在世けれども、伝統的な仏教界の承認を受けるに至らなかった限界のあっとする寺と異なるからである。「招提」は「四方の人という意。一処建物は戒院と講堂であり、これは礼拝対象の本尊をまつる金堂を中心とする寺と異なるからである。「招提」は「四方の人という意。一処産物は戒院と講堂であり、これは礼拝対象の本尊をまつる金堂を中心をする寺と異なるからである。「招提」は「四方の人という意。一処建物は戒院と講堂であり、これは礼拝対象の本尊をまつる金堂を中心は、大乗戒にもとづく授戒を標榜する唐招提寺が朝廷の保護を受けたは、大乗戒にもとづく授戒を標榜する唐招提寺が朝廷の保護を受けたは、大乗戒にもとづく授戒を標榜する唐招提寺が朝廷の保護を受けたは、大乗戒にもとづく授戒を標榜する唐招提寺が朝廷の保護を受けたは、大乗戒にもとづく授戒を標榜する唐招提寺が朝廷の保護を受けたいたる。鑑真在世中にできていたる。

二十一歳で具足戒を受けたという記事が戒律の規定に合うから、これ(『延暦僧録』『続紀』)があるが、『東征伝』に景竜二年(七〇八)六日唐招提寺で入滅した。七十六歳説(『東征伝』)と七十七歳説、指真は宝字七年(七六三)に入ると病み、老衰のためらしく、五月かったのであり、大乗戒壇の建立は最澄の死の直後に勅許が出された。

の大乗戒壇建立をめぐり南都の僧綱とはげしく論争しなければならな中のものでなく、後世のもの)。その限界を除くため、最澄が延暦寺

(オ) 弟子らの講律と造寺

を基準とすれば七十六歳が正しい。

経疏』五巻・『東大寺授戒方軌』一巻があり、鑑真の死を傷む七言のは、また師の唐招提寺移住後も法進は東大寺唐禅院に留住し、戒壇ので、また師の唐招提寺移住後も法進は東大寺唐禅院に留住し、戒壇の成和上となった。東大寺に留まったのは思託らと不和のためとする福成和上となった。東大寺に留まったのは思託らと不和のためとする福成和上となった。東大寺に留まったのは思託らと不和のためとする福成和上となった。東大寺に留まったのは思託らと不和のためとする福成和上となった。東大寺に留まったのは思託らと不和のためとする福成の第子らによる戒律の研究・講義や諸堂の経営をみておこう。鑑真の弟子らによる戒律の研究・講義や諸堂の経営をみておこう。

道璿らの弟子のため大安寺で法礪の『四分疏』や『飾宗義記』を講じたと記され、唐招提寺創立に深く関与した。道璿と忍基の請いにより、田部親王旧宅を師に賜わったとき、普照とともに師に勧めて伽藍とし思託は師の唐出発の一回目から始終従い、宝字元年備前の水田と新

た。鑑真の入滅を傷む五言の詩を作った。

詩が残る。

状に「道路には百姓の来去は絶えず。樹、其の傍に在れば、疲乏を息大寺普照の奏状を認めたものだと記す。(乾政官は太政官の改称)奏道諸国の駅路の両辺に遍ねく菓樹を植えるべき事」を命じ、これは東いる。宝字三年(七五九)六月十二日の「乾政官符」は「応に畿内七その功績は大きい。鑑真の直接の弟子でないが、鑑真の影響を受けて半照は栄叡とともに道璿と鑑真を戒師として招請する任務を果たし、

内寂居主義と対比し注目される。

「梵網経」の教えが実践され、それは「僧尼令」による仏教界の寺造曠路美井・水路橋梁・平治嶮路・孝事父母・供養病人・救済苦厄・造曠路美井・水路橋梁・平治嶮路・孝事父母・供養病人・救済苦厄・あるけども、普照の奏状は時代の要求に応じたもので、大乗戒を標榜あるけども、普照の奏状は時代の要求に応じたもので、大乗戒を標榜あるけども、普照の奏状は時代の要求に応じたもので、大乗戒を標榜あるけども、普照の奏状は時代の要求に応じたもので、大乗戒を標榜あるけども、普照の奏状は時代の要求に応じたもので、大乗戒を標榜ある『梵網経』の教えが実践され、それは「僧尼令」による仏教界の寺を職が」というというという。

(ワ) 如法のデザインによる金堂

年(八〇二)度者一人を賜わった(『類聚国史』)。のとき伝燈大法師、『日本後紀』、以下『後紀』と略称)、同二十一子である(『東征伝』)。延暦十六年(七九七)三月律師となり(と如宝は安如宝と同人で、胡国(ペルシアなど)出身という異色の弟

入)越前国の水田六十町(寄進物を用いて買った)からの収入をあて、その費用に備前国の田地十三町(宝亀八年七月二十六日官符により施でつぎのように命じた。唐招提寺は『四分律』一部七十巻、『疏(四をつぎのように命じた。唐招提寺は『四分律』一部七十巻、『疏(四をの奏状を認め「応に招提寺をして例として律を講ぜしむべき事」は如宝の奏状を認め「応に招提寺をして例として律を講ぜしむべき事」は如宝の奏状を認め「応に招提寺をして例として律を講ぜしむべき事」は知宝の奏状を認め「応に招提寺をして例として律を講ぜしむべき事」は知宝の奏状を認め「応に招提寺を用いて買った)からの収入をあて、

いようにせよ、と。これによって招提宗の教学が廃滅することなく、鑑真の意図が朽ちな

の大学に下されたのであり、如法が講律に努めたようすが知られた の経律を永代にわたり伝講するように当寺に命じてほしい、と如宝 がなく、これでは鑑真和上の素意にそむき、仏道の至志を欠くから、 がなく、これでは鑑真和上の素意にそむき、仏道の至志を欠くから、 方の経律を永代にわたり伝講するように当寺に命じてほしい、と如宝 は述べた。如宝の願いは認められ、講律を命じる太政官符が右のよう は述べた。如宝の願いは認められ、講律を命じる太政官符が右のよう は述べた。如宝の願いは認められ、講律を命じる大政官符が右のよう は述べた。如宝の願いは認められ、講律を命じる大政官符が右のよう は述べた。如宝の願いは認められ、講律を命じる大政官符が右のよう は述べた。如宝の履いは認められ、講律を命じる大政官符が右のよう は述べた。如宝の奏状を紹介しよう。招提寺は鑑真が聖朝のために建立し、宝

24

大寺大観』第十二巻)。 大寺大観』第十二巻)。

『支那の建築と芸術』昭和13―P)
『支那の建築と芸術』昭和13―P)
『支那の建築と芸術』昭和13―P)
『支那の建築と芸術』昭和13―P)
『支那の建築と芸術』昭和13―P)

みる説がある(滝川政次郎氏の談ーQ)。しい知識をもっており、金堂建立にたずさわったところから生じたとした感を与え、この特色は、如宝が胡国人でギリシア建築に関しくわっていることについで、あたかもギリシアのパルテノン神殿建築を模いっぽう唐招提寺金堂(七間四面)の正面第一列の柱が吹放しにな

物もある

インに使うことに重要な関係をもったと推定できる。陰刻図をきざんだ画師とはいえないが、陰刻図を唐招提寺金堂のデザ宝が大雁塔楣石陰刻図に関係をもつ可能性はあり得るわけで、如宝が

(カ)開山堂の鑑真像

せた(『東征伝』)。だき、鑑真の逝去が近いことを予感し、同僚をさそい師の肖像を造らだき、鑑真の逝去が近いことを予感し、同僚をさそい師の肖像を造らに柱の上に渡し、屋根をささえる材)の折れるのを見て不吉の感をい宝字七年(七六三)春、弟子忍基は夢に講堂の梁(棟とうちちがえ

もとに柔和な笑みがただようている。 三巻)、首は太く、肩の筋骨はたくましいが、両眼は盲いており、口のころの作で(水野敬三郎「鑑真和上坐像」『南都六大寺大観』第十開山堂の鑑真坐像(脱活乾漆、彩色、像高八○・一㎝、国宝)はこ

和上は悲泣して明を失す」といい、海水の塩気で眼を痛めたとする書加ふるに、眼は遂に明を失せり」とみえ、『続紀』は「栄叡は物故す。眼光は暗昧なり。ここに胡人有りて能く目を治すといふ。遂に療治を鑑真の失明について『東征伝』には「時に和上は頻りに炎熱を経て、

大寺写経所から借りたい旨を良弁(東大寺別当)に申し出ており、そ文書』にみられ、『華厳経』『大涅槃経』『大集経』『大品経』を東ところで勝宝六年(七五四)三月十八日の「鑑真書状」が『正倉院

こで『東征伝』にいう失明は完全な失明か、視力残存の失明かが問題た ことになり、『続紀』伝にも鑑真は一切経を校正したとある。 そ四の三二ページ)。このような手紙を書けるならば、視力が残っていのうちの『華厳経』は転読に必要なためと記される(『大日本古文書』

となる

要もないから、鑑真は失明していたのであろうか。別して誤らなかったと記され、失明していなかったら鼻で弁別する必従』がある。『続紀』伝にはまた、薬の良否を判断するのに、鼻で弁正したのであろう。盲目で書物を編んだ例として塙保己一の『群書類ので、多く雌黄を下す」と記すのは、書写された写経を他人に読ませして、多く雌黄を下す」と記すのは、書写された写経を他人に読ませ

良弁に対し多少の不自由をしのんでも自筆をもって書状を出すのが礼の書を習得していたと推定される。鑑真は全くの失明に至っておらず、の書を習得していたと推定される。鑑真は全くの失明に至っておらず、との父子)の法書をもっていたのと思い合わすと、それまでに王羲之、五献意が王羲之の「奉橘帖」などに似ており、鑑真が二王(王羲之、王献意が王羲之の「奉橘帖」などに似ており、鑑真が二王(王羲之、王献意が王羲之の、「奉橘帖」などに似ており、鑑真が二王(王羲之、王献章を習得していたと推定される。鑑真は全くの失明に至っておらず、との父子)の法書をもって出来が、「経真書状」について田中塊堂氏はつぎのように述べる。字体がほに発真書状」について田中塊堂氏はつぎのように述べる。字体がほり書を習得していたと推定される。鑑真は全くの失明に至っておらず、との教事を習得していたと推定される。鑑真は全くの失明に至っており、との教事を習得していたと推定される。鑑真は全くの失明に至っておらず、との教事を習得していたと推定される。の書を習得していたと推定される。

は説得力に富む。 儀であると考えて筆を執った(『日本書道全集』)。以上の田中氏の説

真』人物叢書、昭和42)。 に失明したのであり、「書状」は自筆であるまい、といわれる〈『鑑三歳の高齢で、白内障のため手術したあとで失明しているから、完全安藤更生氏は、『東征伝』に失明したと記される当時の鑑真は六十

そのため分泌物が出ていると芭蕉が理解したと推測される。 をのため分泌物が出ていると芭蕉が理解したと推測される。 をで、『続紀』に来朝後、一切経を校正したと述べることを重視し、 は(1)涙、(2)涙以外の分泌物のいずれかであろう。涙ならば卒直にそのまは(1)涙、(2)涙以外の分泌物のいずれかであろう。涙ならば卒直にそのまは(1)涙、(2)涙以外の分泌物のいずれかであろう。涙ならば卒直にそのまは(1)涙、(2)涙以外の分泌物のいずれかであろう。涙ならば卒直にそのまは(1)涙、(2)涙以外の分泌物のいずれかであろう。涙ならば卒直にそのまは(1)涙、(2)涙以外の分泌物のいずれかであろう。涙ならば卒直にそのまは(1)涙、(2)涙以外の分泌物のいずれかであろう。涙ならば卒直にそのまは(1)涙、(2)涙以外の分泌物のいずれかであろう。涙ならば卒直にそのまは(1)涙、(2)涙のが、(3)によれていると芭蕉が理解したと推測される。 そのため分泌物が出ていると芭蕉が理解したと推測される。